

まちづくりの活動を応援します 公益活動支援補助金応募団体募集

●お問い合わせ／市公益活動支援センター(交流ひろば内) ☎43-8165

公益活動の取り組みを応援し、市民の皆さんと行政の協働により魅力あふれる酒田をつくっていくための制度です。皆さんのちょっとした「思い」や「アイデア」を形にしてみませんか。

対象団体

代表者および半数以上の構成員が市内に住所を有し、主に市内で計画的に公益活動を実践する5人以上の団体・グループ(法人格の有無は問いません)。

対象事業

市民団体が自主的に行う組織的な公益活動で、特定非営利活動促進法第2条別表に記載されている各分野と同じ活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動です。代表的な例は次の通りです。

- ①保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- ⑤

- 環境の保全を図る活動
 - ⑥国際協力
 - の活動
 - ⑦子ども
 - の健全育成を図る活動
 - ⑧職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- ◆営利目的、宗教的または政治的な活動や他の補助金などの交付を受けている活動、公益を害する恐れのあるような活動は対象になりません。
- ◆同一事業の補助回数は3回までです。

助成金額

対象経費の3分の2以内で30万円を上限として助成します。

- ◆団体などの経常的な運営経費、飲食費(懇親会や反省会で発生する飲食費)などは対象になりません。ただしボランティアの方への謝礼としての弁当代は対象になります。

申し込み

4月8日(水)午後5時まで所定の申請用紙と必要書類を公益活動支援センターへ

- ◆申請用紙は、同センターにある

ほか、市ホームページからもダウンロードできます。

審査

- 1次審査／書類審査
- 2次審査／公開プレゼンテーション(応募団体・グループによる企画の説明、発表)で公募の市民審査員が審査

公開プレゼンテーション 審査員募集

日時／4月18日(土)午後1時30分
場所／総合文化センター
対象／本市在住で応募団体と利害関係のない方
定員／若干名(申し込み多数の場合は抽選)
申し込み／4月8日(水)まで市公益活動支援センターへ

公開プレゼンテーション(一般公開)

各団体が企画したアイデアや酒田に対する思いをまとめたプレゼンテーションを見学できます。見学希望の方は当日会場へお越しください。

酒田市公益活動支援センターってどんなところ？

市公益活動推進センターは、皆さんの公益活動を支援するため公益活動推進員(コーディネーター)を配置し、公益活動に関する情報の収集・発信、相談などを行っています。平成25年度から酒田市社会福祉協議会に業務委託し、その機関である酒田市ボランティアセンターが運営しています。

公益活動推進センターの主な機能／公益活動のコーディネート(調整)、公益活動団体の登録および活動のPR、公益活動団体に対する研修および情報提供

▶**場所**／交流ひろば(中町三丁目)
▶**時間**／月曜～金曜日の午前9時～午後5時15分(祝日は除く)
▶**Eメール**／volunteer@sakata-shakyo.or.jp

住宅の新築・増改築資金に市住宅改善支援事業を利用してください

●お問い合わせ／【住宅改善支援事業・その他支援事業】市建築課確認審査係 ☎26-5749
【生垣推進事業】都市計画課公園緑地係 ☎26-5745

住宅改善支援事業

住宅に関する工事費用の借りに対し、市が利子補給をします。

●対象工事

【持ち家住宅】持ち家住宅およびその付属建物(物置、車庫など)の新築・増築・改築、修繕(屋根、壁、床、浴室、便所など)、外構(植樹、造園、門、塀など)工事、耐震改修工事

【賃貸住宅】中心市街地の区域*に建設する一戸当たりの床面積がおおむね30平方メートル以上で、居住室、台所、便所および浴室を有する賃貸住宅の新築工事、増築工事および賃貸住宅に用途を変更する工事

*対象区域については市建築課確認審査係にお問い合わせください

●対象者

次の全てに該当する方。

- ①持ち家住宅は本市に住所を有し住宅などを所有する方(本人の居住を目的とした工事であれば現在市外在住でも可)、所有者の同居親族、所有者の子。賃貸住宅は建築主
- ②市税などの滞納がない
- ③金融機関の貸付審査に適合する

●対象要件

次の全てに該当するもの。

- ①建築基準法令に適合する
- ②平成28年2月15日までに工事が完了し、同年2月26日までに金銭消費貸借契約ができる
- ③平成27年度の本市の利子補給制度を重複利用しない
- ④平成26年度以前の本市の利子補給事業を利用した貸し付けを全額返済している
- ⑤平成15年度以前の中心市街地(活性化)居住誘導対策事業の補助金の交付を受けていない
- ⑥新築住宅を除き市内施工業者による施工

●貸付内容

貸付額／持ち家住宅は総工事費の8割以内で20万円～400万円。賃貸住宅は一戸当たりの工事費の8割以内で20万円～300万円。いずれも10万円単位 ▶ **返済方法**／貸付額が300万円以下の場合は5年・7年、貸付額が310万円以上の場合は5年・7年・10年いずれかの毎月の元金均等払い ▶ **貸付利率**／無利子 ▶ **貸付時期**／市の工事完了検査に合格し、取扱金融機関で金銭消費貸借契約を行った後

●申し込み

工事に着手する前に申し込んでください。

受け付け／4月1日(水)～取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く市内金融機関各支店、本(支)所)で先着順に受け付け(予算額に達した時点で締め切り) ▶ **申込書類など**／借入申込書、納税証明書、工事見積書、取扱金融機関の借入申込書など
◆必要な書類など詳しくは取扱金融機関へお問い合わせください。

生垣推進事業(生け垣づくりへの助成)

住宅の敷地内で、道路または公共の場(公園など)に面する場所に新規で生け垣を設置する方に対し、その費用の一部(最高6万円)を助成します。

◆詳しくは、本紙2月16日号をご覧ください。

その他の支援制度

次の事業は今後募集を開始する予定です。詳しくは今後発行の本紙でお知らせします。

【住宅リフォーム総合支援補助金】

住宅の性能の質的向上を含む工事に対して、工事に要する費用の一部を助成します。

募集開始予定／4月20日(月)

【木造住宅耐震診断士派遣事業】

木造住宅の耐震性を確認し、地震による家屋の倒壊などから生命や財産を守るために、市から住宅の耐震診断を行う耐震診断士を派遣します。耐震診断費用10万円のうち自己負担は1万円。

募集開始予定／7月頃

【危険ブロック塀等撤去支援事業】

地震による倒壊の危険性の高いブロック塀を撤去する方に対し、その費用の一部(最高8万円)を助成します。

募集開始予定／7月頃

◆生垣推進事業と併用可能です。

【木造住宅耐震改修支援事業】

木造住宅の耐震改修工事で市内の施工業者を利用する方に対し、耐震改修工事費用の一部を助成します。

募集開始予定／7月頃